

議案第58号

財産取得について

次の財産を取得するため、議会の議決を求める。

令和6年2月15日提出

いわき市長 内 田 広 之

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 取得物件の名称 | 消防団CD-I型消防ポンプ自動車(2WD) |
| 2 | 数 量 | 1台 |
| 3 | 取得価格 | 金22,220,000円 |
| 4 | 取得の目的 | 非常備消防用 |
| 5 | 取得の方法 | 一般競争入札による物件供給契約 |
| 6 | 納 期 | 令和6年12月27日 |
| 7 | 物件の供給者 | いわき市平字古鍛冶町4番地
株式会社磐水社
代表取締役社長 渡 辺 守 弥 |

議案第60号

市道路線の認定及び変更について

次のとおり市道路線を認定及び変更することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月15日提出

いわき市長 内 田 広 之

路 線 の 認 定

(平 地区)

路線 番号	路線名 (線)	起 点 (番地先)	終 点 (番地先)	幅員 (m)	実延長 (m)
2770	下荒川諏訪下 5号	平下荒川字諏訪下40-18	平下荒川字諏訪下40-16	6.0~ 13.0	52.9
2771	郷ヶ丘二丁目 2号	郷ヶ丘二丁目39-23	郷ヶ丘二丁目39-23	6.0~ 13.0	85.4

(小名浜 地区)

路線 番号	路線名 (線)	起 点 (番地先)	終 点 (番地先)	幅員 (m)	実延長 (m)
1853	仏玄前・前原	小名浜岡小名字仏玄前6- 26	小名浜岡小名字前原29-10	6.0~ 13.0	150.4
1854	仏玄前1号	小名浜岡小名字仏玄前6- 27	小名浜岡小名字仏玄前6- 28	6.0~ 13.0	69.6
1855	仏玄前・前原 2号	小名浜岡小名字仏玄前6- 29	小名浜岡小名字前原29-9	6.0~ 13.0	68.7
1856	燈籠原2号	小名浜字燈籠原53-17	小名浜字燈籠原28-32	6.0~ 14.0	247.2
1857	燈籠原3号	小名浜字燈籠原28-14	小名浜字燈籠原28-15	6.0~ 13.0	25.7
1858	燈籠原4号	小名浜字燈籠原28-26	小名浜字燈籠原28-20	6.0~ 13.0	35.5

(勿来 地区)

路線 番号	路線名 (線)	起 点 (番地先)	終 点 (番地先)	幅員 (m)	実延長 (m)
1234	四沢江ノ上1号	勿来町四沢江ノ上25	勿来町四沢江ノ上16-2	6.0~ 12.4	110.8

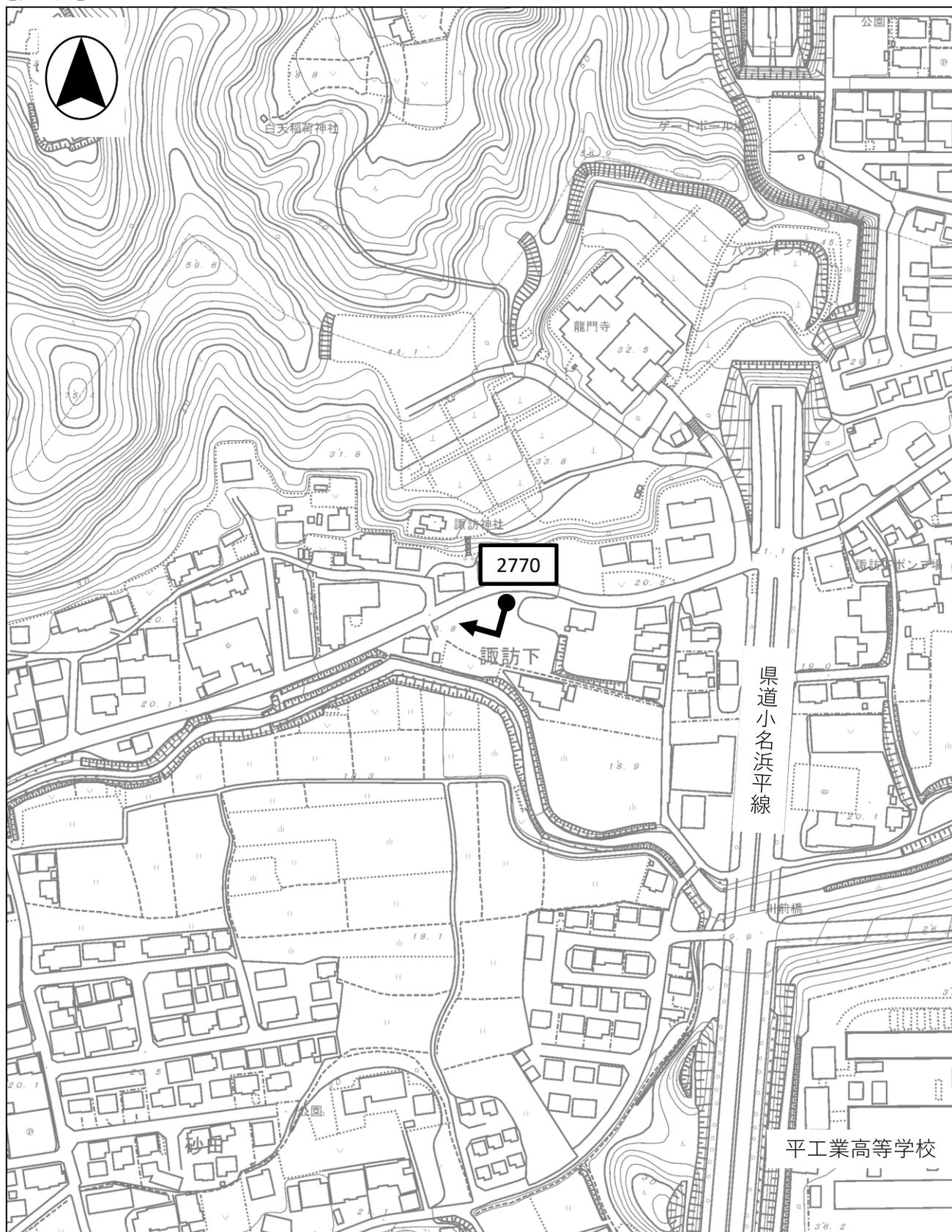
(常磐 地区)

路線 番号	路線名 (線)	起 点 (番地先)	終 点 (番地先)	幅員 (m)	実延長 (m)
760	歩行者道下湯長谷 町町下1号	常磐下湯長谷町町下32-3	常磐下湯長谷町町下59-2	2.0~ 2.4	134.4

(好間 地区)

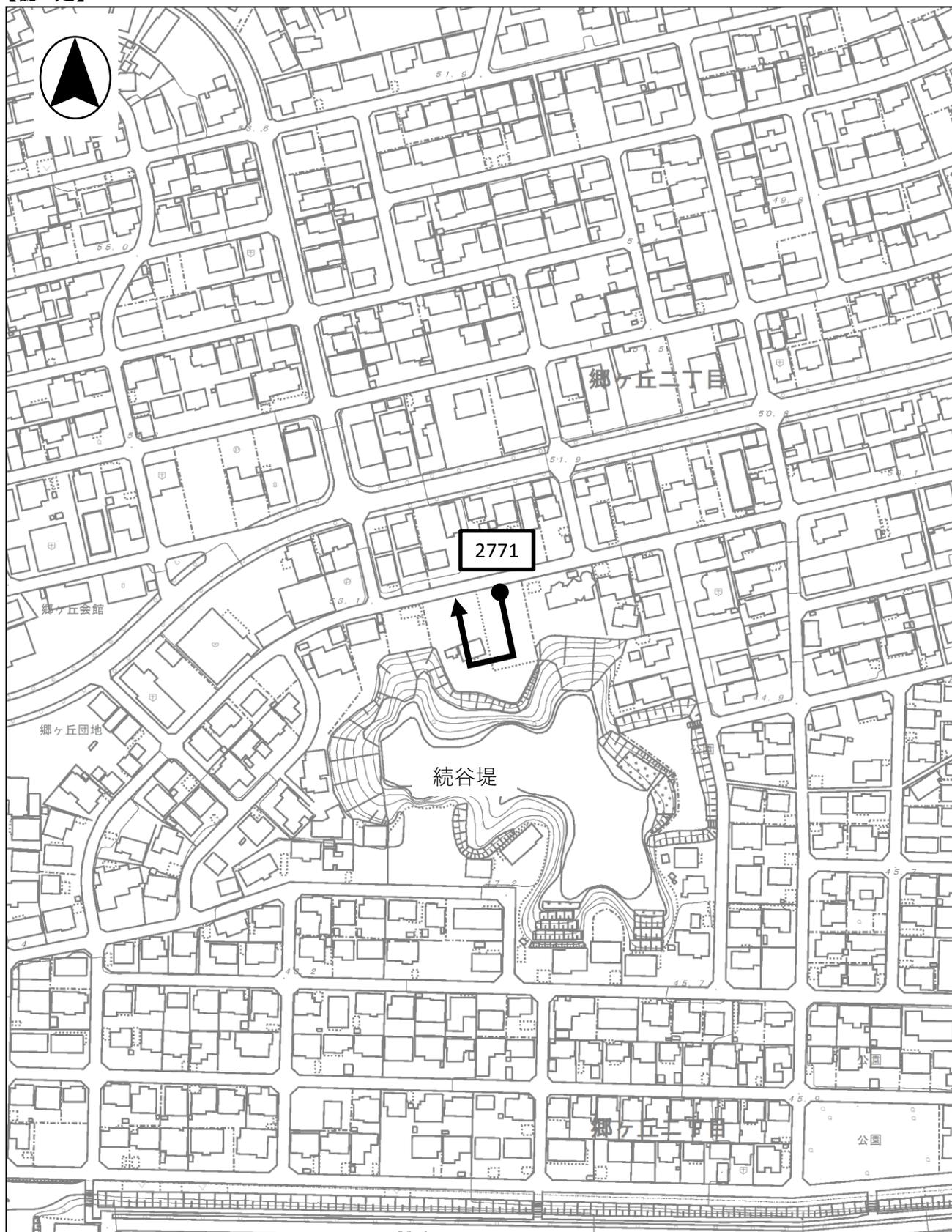
路線 番号	路線名 (線)	起 点 (番地先)	終 点 (番地先)	幅員 (m)	実延長 (m)
298	上好間馬場4号	好間町上好間字馬場12-6	好間町上好間字馬場西7- 2	6.0~ 13.0	103.7

【認定】



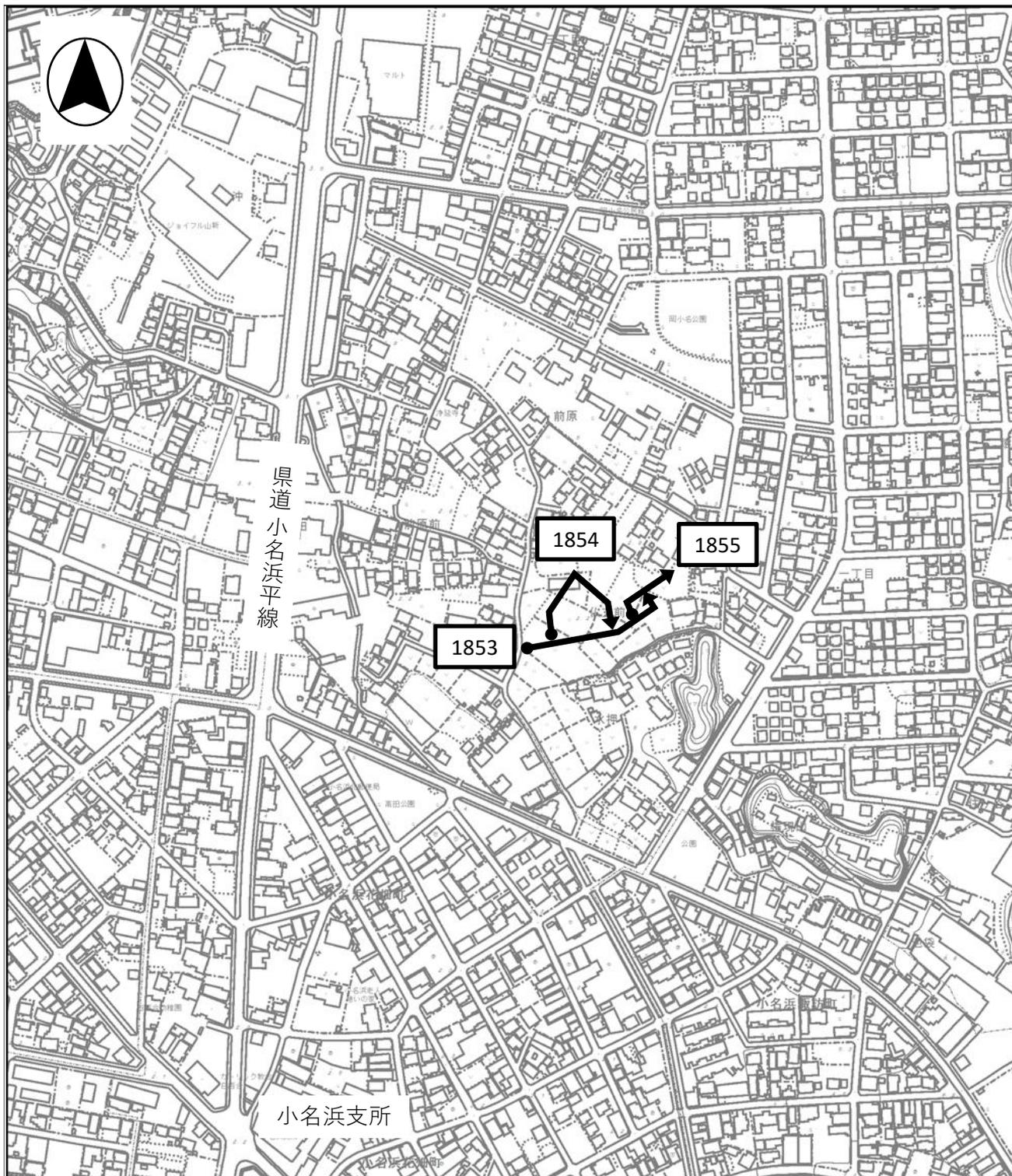
路線番号	路線名(線)	起 点 (番地先)	終 点 (番地先)	幅員 (m)	実延長 (m)	事由
2770	下荒川諏訪下5号	平下荒川字諏訪下40-18	平下荒川字諏訪下40-16	6.0～13.0	52.9	開発行為に伴い築造された道路を認定するもの。

【認定】



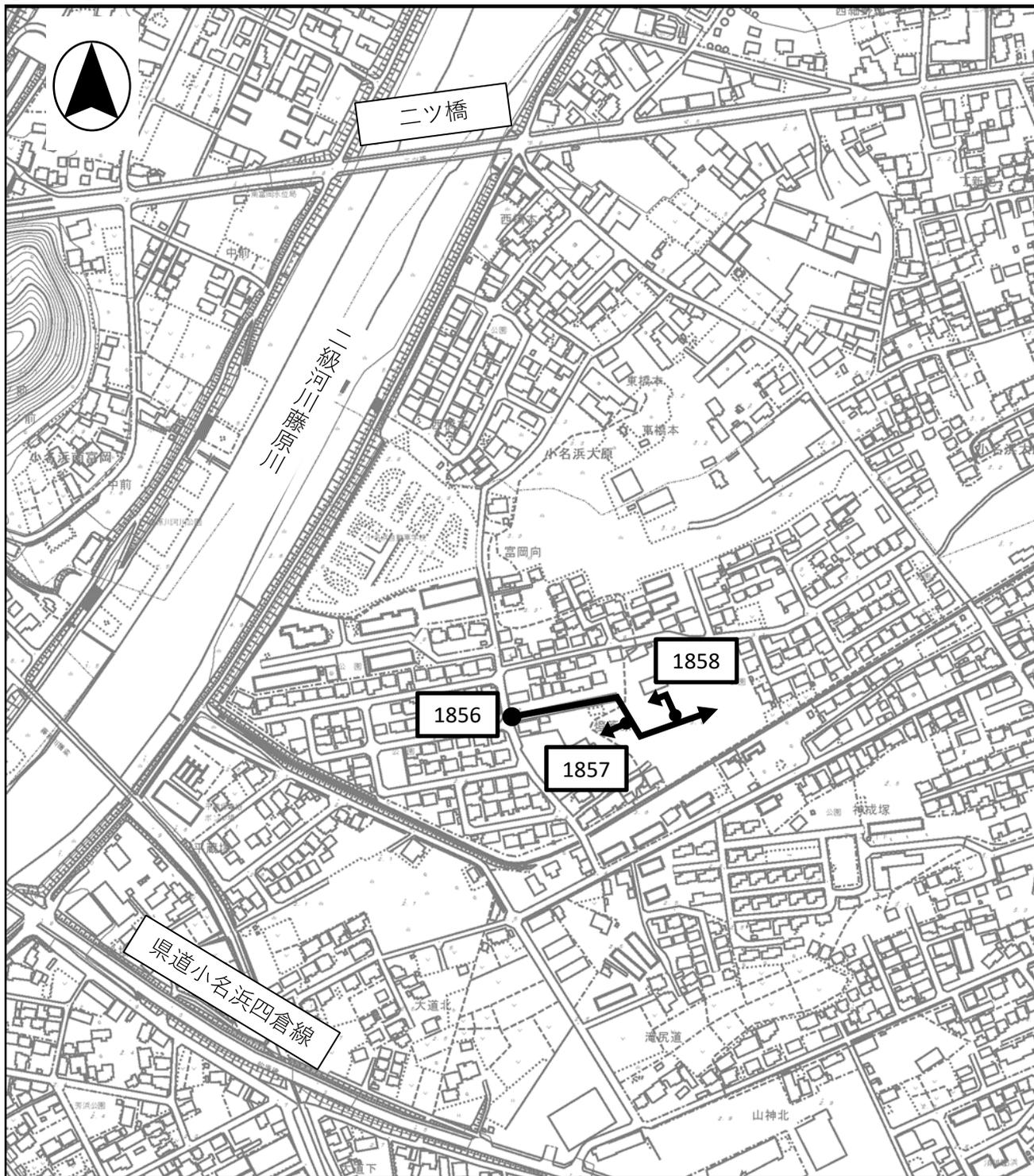
路線番号	路線名(線)	起 点(番地先)	終 点(番地先)	幅員(m)	実延長(m)	事由
2771	郷ヶ丘二丁目2号	郷ヶ丘二丁目39-23	郷ヶ丘二丁目39-23	6.0～13.0	85.4	開発行為に伴い築造された道路を認定するもの。

【認定】



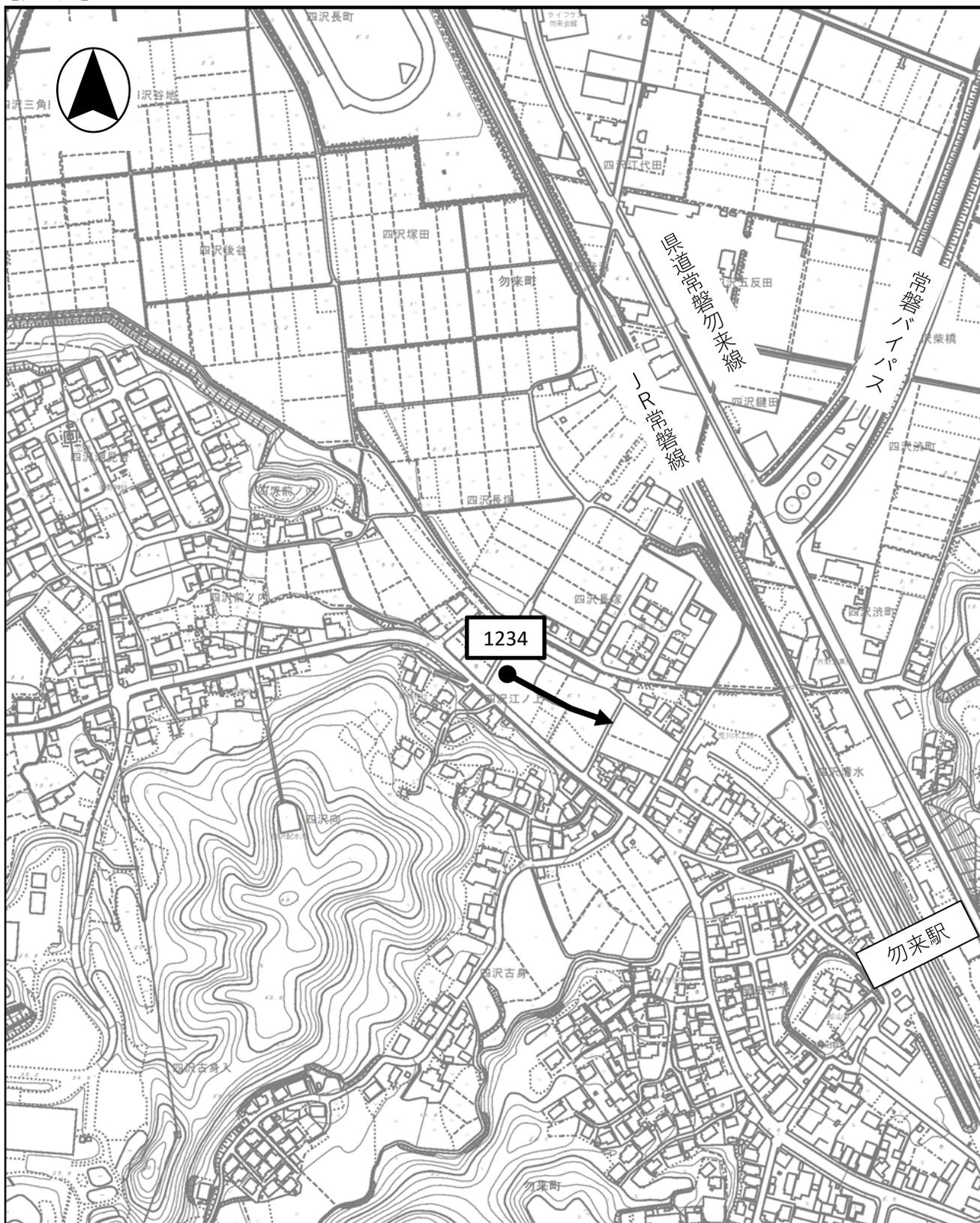
路線番号	路線名(線)	起 点 (番地先)	終 点 (番地先)	幅員 (m)	実延長 (m)	事由
1853	仏玄前・前原	小名浜岡小名字仏玄前 6-26	小名浜岡小名字前原 29-10	6.0～13.0	150.4	開発行為に伴い築造された道路を認定するもの。
1854	仏玄前 1 号	小名浜岡小名字仏玄前 6-27	小名浜岡小名字仏玄前 6-28	6.0～13.0	69.6	
1855	仏玄前・前原 2 号	小名浜岡小名字仏玄前 6-29	小名浜岡小名字前原 29-9	6.0～13.0	68.7	

【認定】



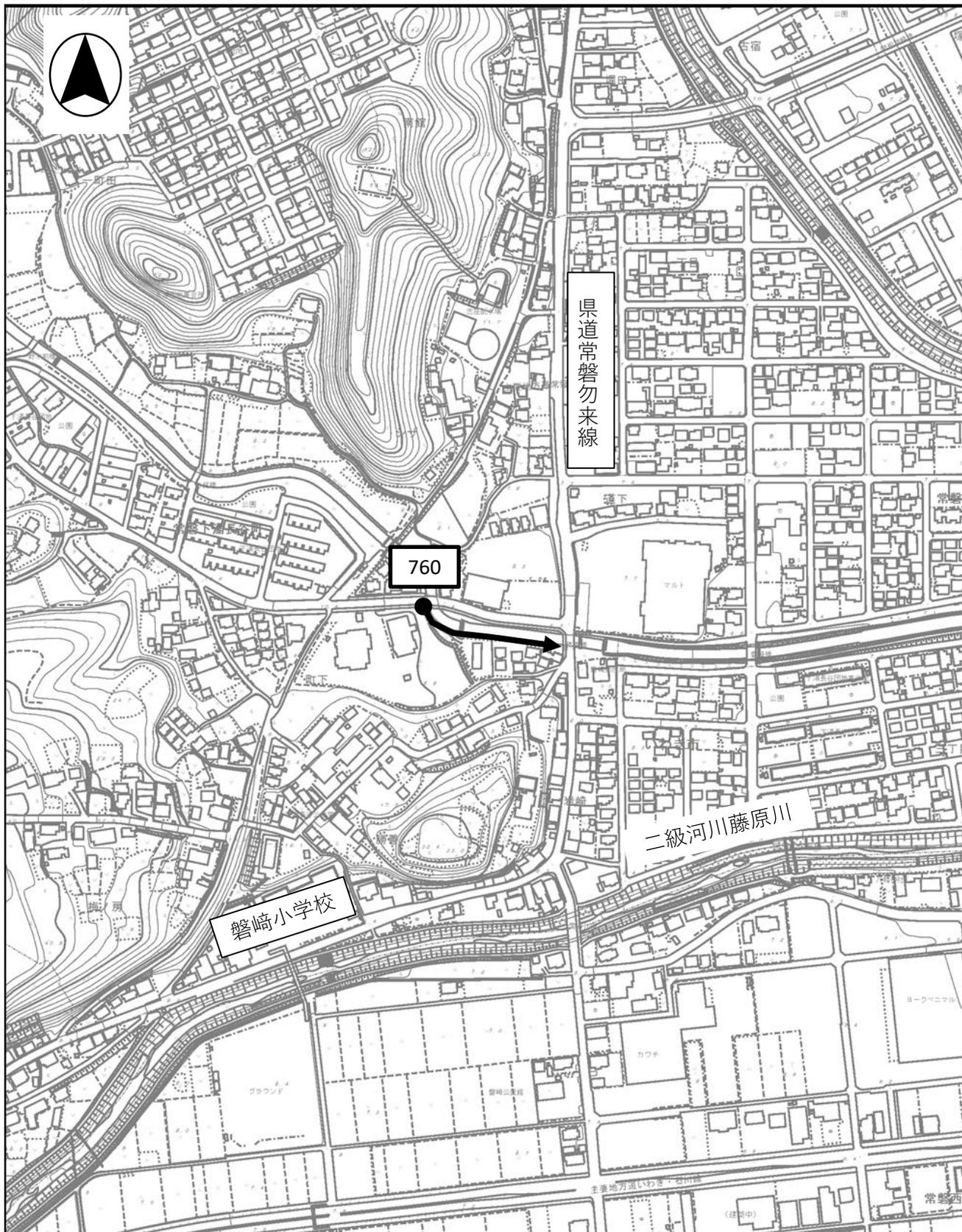
路線番号	路線名(線)	起点(番地先)	終点(番地先)	幅員(m)	実延長(m)	事由
1856	燈籠原2号	小名浜字燈籠原 53-17	小名浜字燈籠原 28-32	6.0~ 14.0	247.2	開発行為に伴い築造された道路を認定するもの。
1857	燈籠原3号	小名浜字燈籠原 28-14	小名浜字燈籠原 28-15	6.0~ 13.0	25.7	
1858	燈籠原4号	小名浜字燈籠原 28-26	小名浜字燈籠原 28-20	6.0~ 13.0	35.5	

【認定】



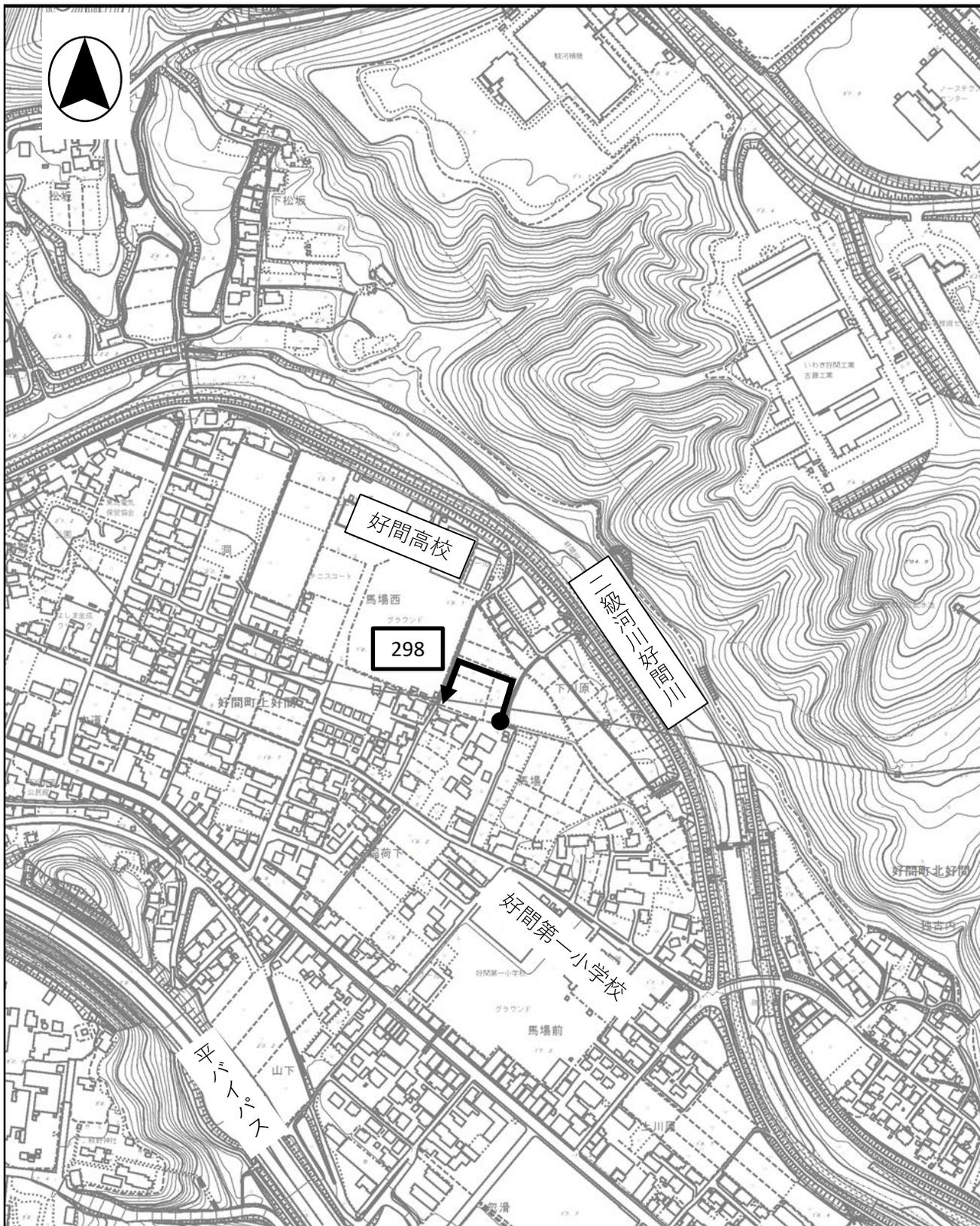
路線番号	路線名(線)	起 点(番地先)	終 点(番地先)	幅員(m)	実延長(m)	事由
1234	四沢江ノ上1号	勿来町四沢江ノ上25	勿来町四沢江ノ上16-2	6.0~12.4	110.8	開発行為に伴い築造された道路を認定するもの。

【認定】



路線番号	路線名(線)	起 点 (番地先)	終 点 (番地先)	幅員 (m)	実延長 (m)	事由
760	歩行者道下湯長谷町町下1号	常磐下湯長谷町町下32-3	常磐下湯長谷町町下59-2	2.0~2.4	134.4	市道改良工事に伴い築造された歩行者道を認定するもの。

【認定】



路線番号	路線名(線)	起 点 (番地先)	終 点 (番地先)	幅員 (m)	実延長 (m)	事由
298	上好間馬場4号	好間町上好間字馬場12-6	好間町上好間字馬場西7-2	6.0~13.0	103.7	開発行為に伴い築造された道路を認定するもの。

路 線 の 変 更

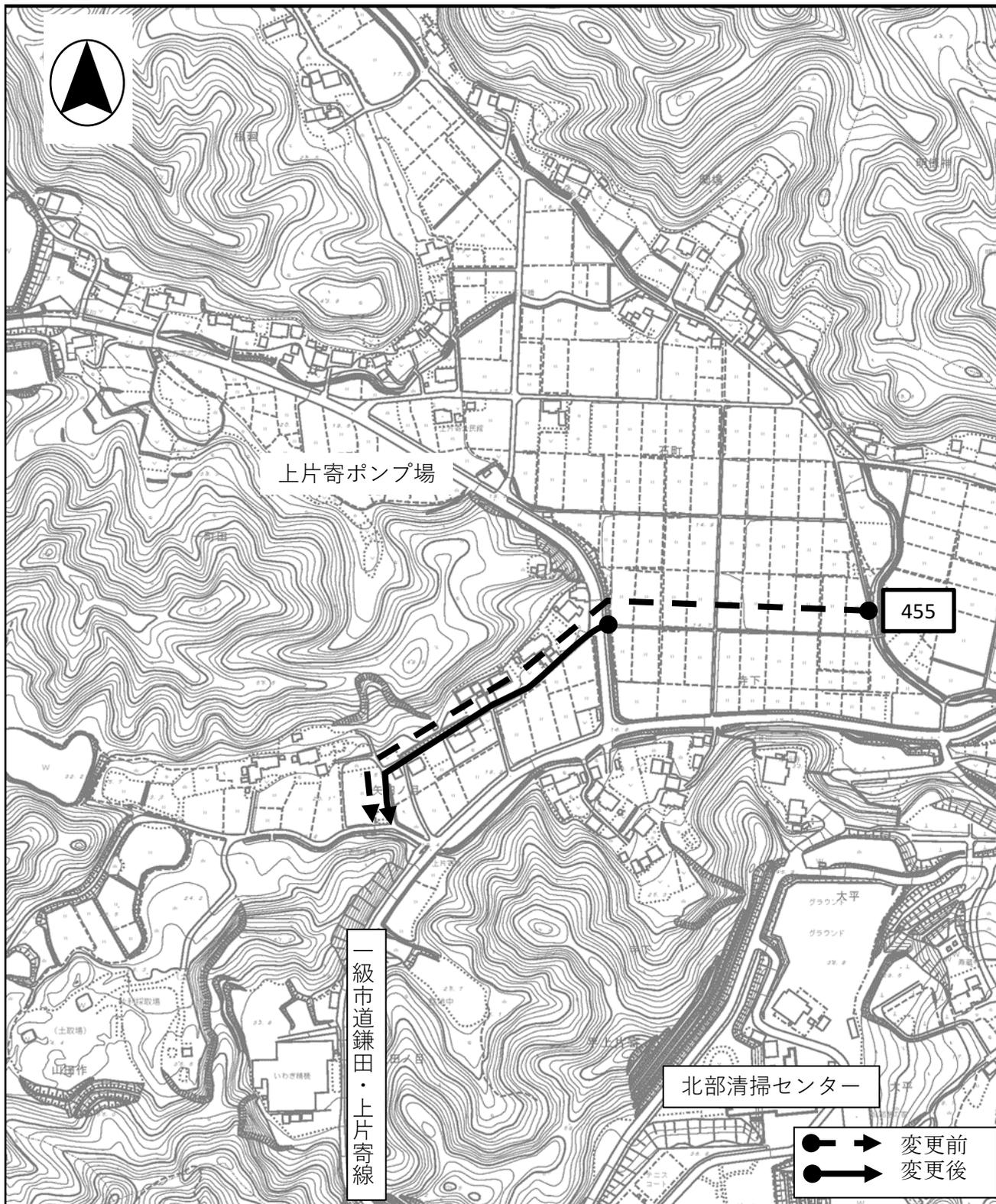
(平 地区)

	路線 番号	路線名 (線)	起点 (番地先)	終点 (番地先)	幅員 (m)	実延長 (m)
変更前	455	寺下・矢田ノ目	平上片寄字寺下20	平上片寄字矢田ノ目57-1	1.7~ 6.4	475.0
変更後	455	寺下・矢田ノ目	平上片寄字寺下31-2	平上片寄字矢田ノ目57-1	1.7~ 6.4	241.4

(好間 地区)

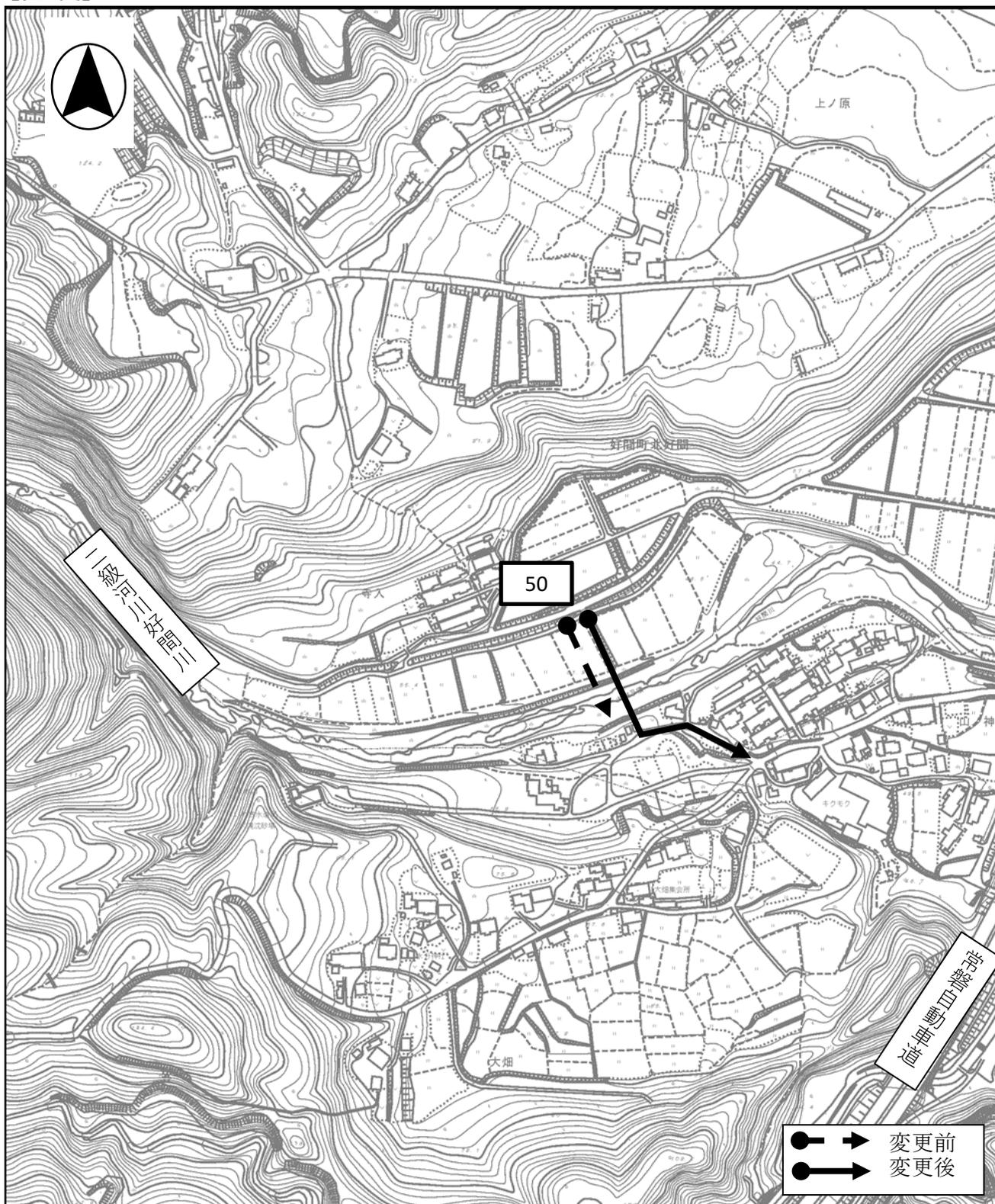
	路線 番号	路線名 (線)	起点 (番地先)	終点 (番地先)	幅員 (m)	実延長 (m)
変更前	50	北好間寺入	好間町北好間字寺入19	好間町北好間字寺入46-1	1.2~ 3.4	114.5
変更後	50	北好間寺入	好間町北好間字寺入160	好間町北好間字寺入59	1.2~ 15.0	224.5

【変更】



	路線 番号	路線名(線)	起点(番地先)	終点(番地先)	幅員 (m)	実延長 (m)	事由
変更前	455	寺下・矢田ノ目	平上片寄字寺下20	平上片寄字矢田ノ目57-1	1.7~ 6.4	475.0	農地中間管理機構関連農地整備事業(神谷地区)に伴う市道の一部廃止のため、起点位置を変更するもの。
変更後	455	寺下・矢田ノ目	平上片寄字寺下31-2	平上片寄字矢田ノ目57-1	1.7~ 6.4	241.4	

【変更】



	路線番号	路線名(線)	起点(番地先)	終点(番地先)	幅員(m)	実延長(m)	事由
変更前	50	北好間寺入	好間町北好間字寺入19	好間町北好間字寺入46-1	1.2~3.4	114.5	市道改良工事に伴う市道の一部延伸のため、起点位置及び終点位置を変更するもの。
変更後	50	北好間寺入	好間町北好間字寺入160	好間町北好間字寺入59	1.2~15.0	224.5	

議案第61号

市道路線の廃止について

次のとおり市道路線を廃止することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月15日提出

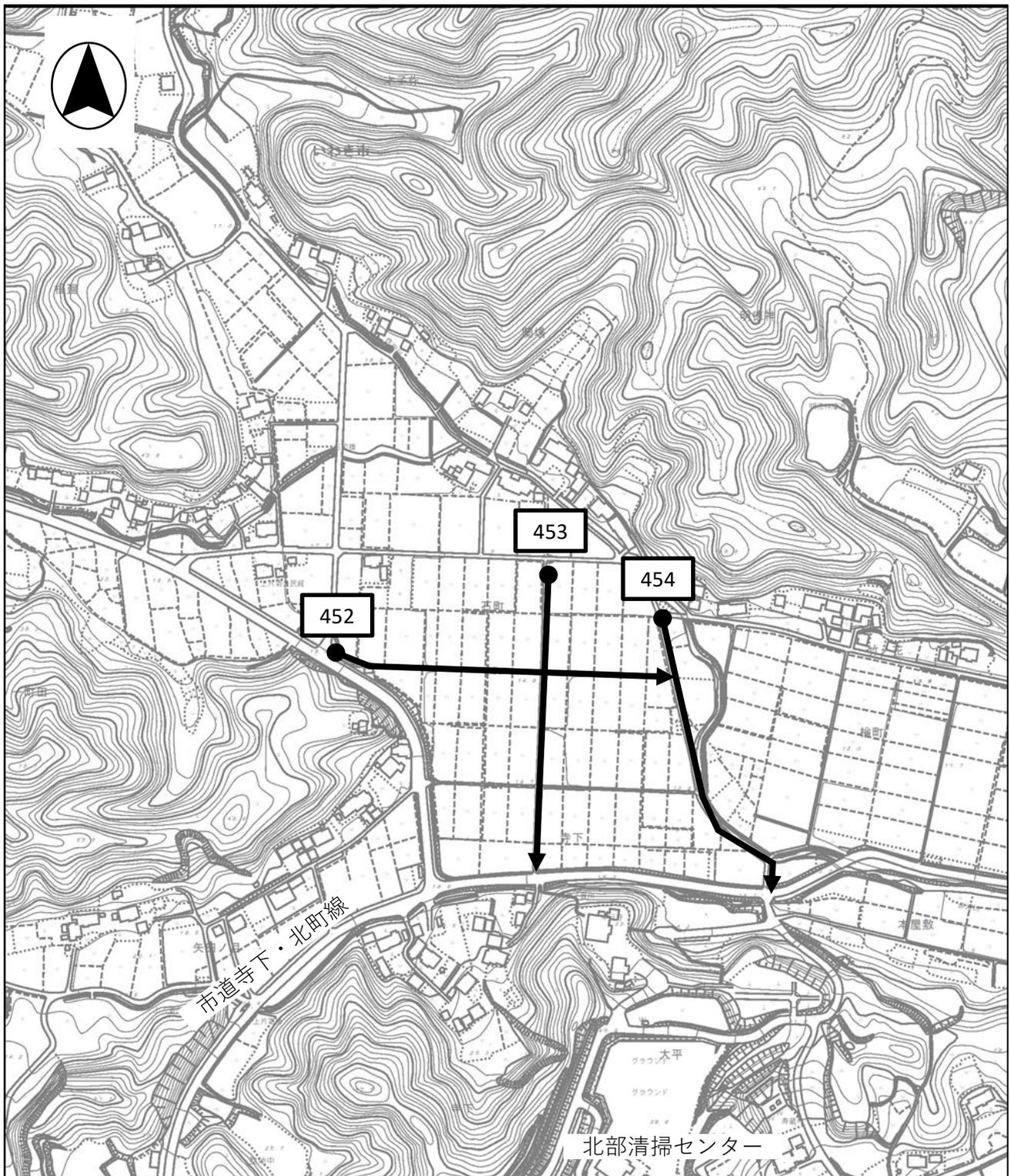
いわき市長 内 田 広 之

路 線 の 廃 止

(平 地区)

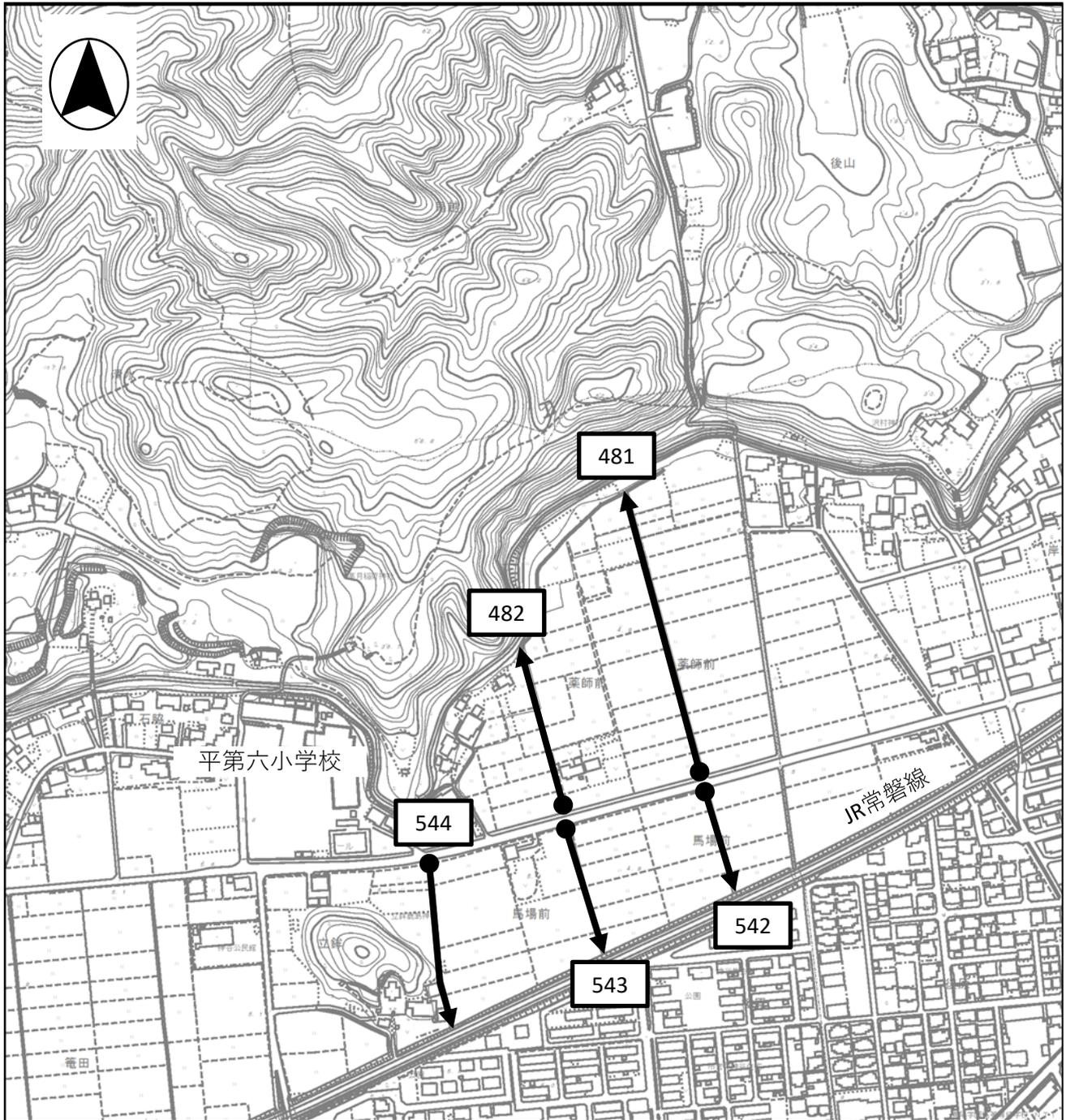
路線 番号	路線名 (線)	起 点 (番地先)	終 点 (番地先)	幅員 (m)	実延長 (m)
452	寺下 1 号	平下片寄字寺下 1	平下片寄字寺下13	2.0~ 8.1	298.1
453	寺下 2 号	平上片寄字石町29	平上片寄字寺下56- 1	2.0~ 2.9	259.5
454	石町・根廻	平上片寄字石町54	平上片寄字寺下45- 1	2.1~ 4.6	257.1
481	岸前 9 号	平中神谷字薬師前 1	平中神谷字薬師前16	1.5~ 3.1	232.6
482	薬師前 1 号	平中神谷字薬師前36	平中神谷字薬師前49	1.5~ 3.0	128.3
542	岸前13号	平中神谷字馬場前21- 2	平中神谷字馬場前25	1.5~ 3.0	83.6
543	薬師前 2 号	平中神谷字馬場前 8	平中神谷字馬場前13	0.9~ 2.4	103.8
544	石脇・立鉾	平中神谷字立鉾17- 1	平中神谷字立鉾 2	1.2~ 2.5	138.2
2156	駅前第二区画 5 号	平六町目 6-2	平六町目 6-2	6.2~ 6.2	52.3

【廃止】



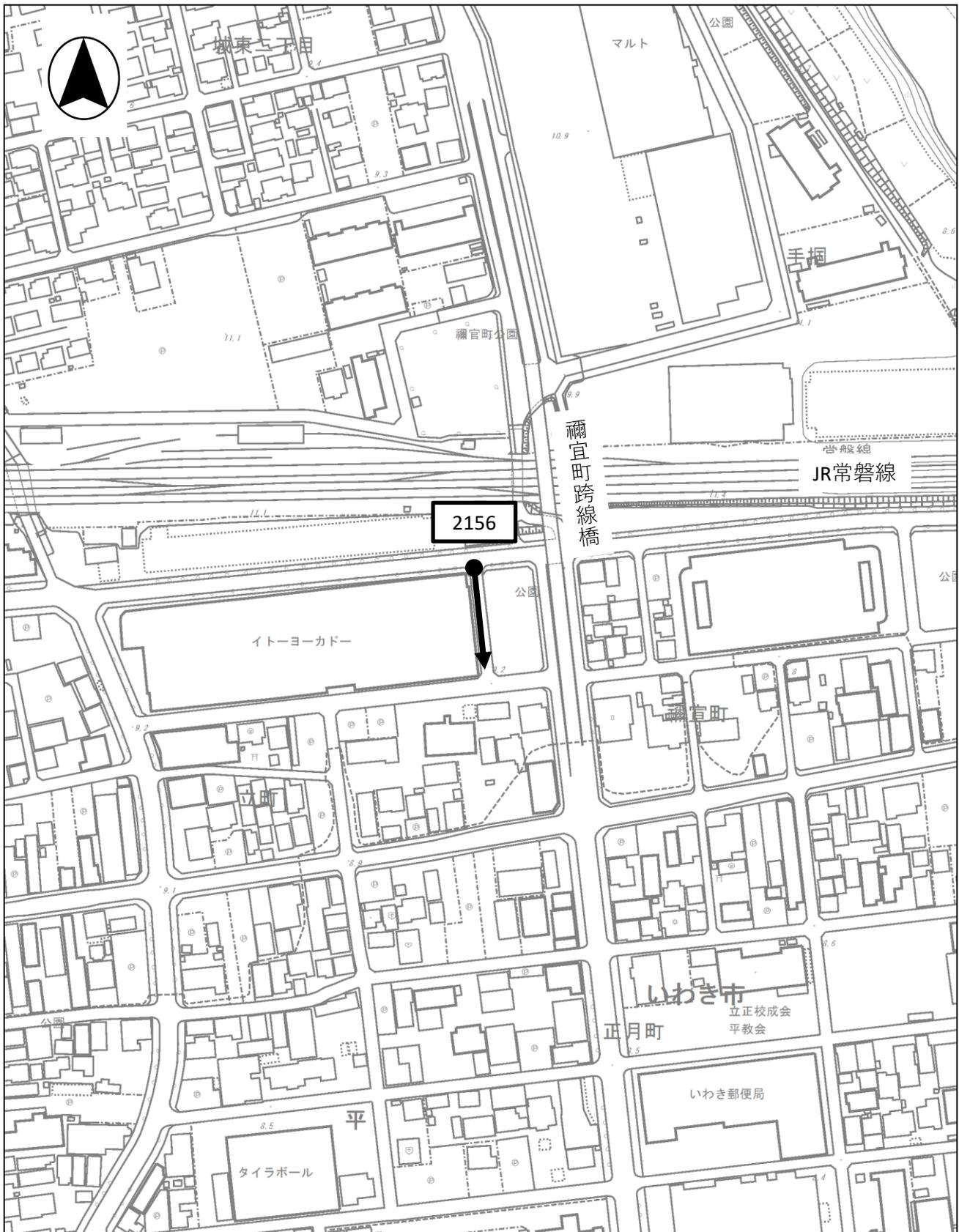
路線番号	路線名(線)	起 点 (番地先)	終 点 (番地先)	幅員 (m)	実延長 (m)	事由
452	寺下1号	平下片寄字寺下1	平下片寄字寺下13	2.0～8.1	298.1	農地中間管理機構関連農地整備事業(神谷地区)に伴い廃止するもの。
453	寺下2号	平上片寄字石町29	平上片寄字寺下56-1	2.0～2.9	259.5	
454	石町・根廻	平上片寄字石町54	平上片寄字寺下45-1	2.1～4.6	257.1	

【廃止】



路線番号	路線名 (線)	起 点 (番地先)	終 点 (番地先)	幅員 (m)	実延長 (m)	事由
481	岸前9号	平中神谷字薬師前1	平中神谷字薬師前16	1.5～3.1	232.6	農地中間管理機構関連農地整備事業 (神谷第二地区) に伴い廃止するもの。
482	薬師前1号	平中神谷字薬師前36	平中神谷字薬師前49	1.5～3.0	128.3	
542	岸前13号	平中神谷字馬場前21-2	平中神谷字馬場前25	1.5～3.0	83.6	
543	薬師前2号	平中神谷字馬場前8	平中神谷字馬場前13	0.9～2.4	103.8	
544	石脇・立鉾	平中神谷字立鉾17-1	平中神谷字立鉾2	1.2～2.5	138.2	

【廃止】



路線番号	路線名(線)	起 点 (番地先)	終 点 (番地先)	幅員 (m)	実延長 (m)	事由
2156	駅前第二区画5号	平六町目6-2	平六町目6-2	6.2~6.2	52.3	開発行為に伴い廃止するもの。

議案第63号

指定管理者の指定の変更について

令和2年3月12日いわき市議会定例会において議決されたいわき市立新舞子体育館外4施設の指定管理者の指定を次のとおり変更するため、議会の議決を求める。

令和6年2月15日提出

いわき市長 内 田 広 之

指定内容	変 更 前	変 更 後
指定の期間	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで	令和2年4月1日から 令和6年3月31日まで

議案第64号

指定管理者の指定について

次のとおりいわき市立新舞子体育館外4施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月15日提出

いわき市長 内 田 広 之

管理を行わせる 施設の名称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
いわき市立新舞子体 育館	いわき市小名浜諏訪町11番地の1 常光サービス株式会社 代表取締役 野 崎 裕 康	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
いわき市新舞子テニ スコート		
いわき市新舞子フッ トボール場		
いわき市新舞子多目 的運動場		
いわき市新舞子ヘル スプール		

議案第65号

指定管理者の指定について

次のとおりいわき市田人ふれあいの里の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月15日提出

いわき市長 内 田 広 之

- 1 管理を行わせる 施設 の 名称
いわき市田人ふれあいの里
- 2 指 定 管 理 者
いわき市内郷綴町七反田11番地の27
キョウワプロテック株式会社いわき事業所
所長 菅 野 剛
- 3 指 定 の 期 間
令和6年4月1日から
令和8年3月31日まで

議案第66号

指定管理者の指定について

次のとおりいわき市田人おふくろの宿の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月15日提出

いわき市長 内 田 広 之

- 1 管理を行わせる 施設 の 名称
いわき市田人おふくろの宿
- 2 指 定 管 理 者
いわき市内郷綴町七反田11番地の27
キョウワプロテック株式会社いわき事業所
所長 菅 野 剛
- 3 指 定 の 期 間
令和6年4月1日から
令和8年3月31日まで

議案第67号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについて

いわき市三和町中三坂辺地、三和町差塩辺地、三和町上永井辺地、三和町中寺辺地、三和町下市萱辺地、田人町出旅人辺地、田人町黒田辺地、川前町川前辺地及び川前町下桶売辺地に係る公共的施設の総合整備計画を次のとおり定めることについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月15日提出

いわき市長 内 田 広 之

総合整備計画書

福島県いわき市中三坂辺地

(辺地の人口 286人 面積 8.1km²)

1 辺地の概況

- | | |
|------------------------|----------------------|
| (1) 辺地を構成する町
又は字の名称 | いわき市三和町中三坂の全域 |
| (2) 辺地の中心点の位置 | いわき市三和町中三坂字白石126番地の3 |
| (3) 辺地度数 | 147点 |

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当該辺地は、いわき市の北西部に位置し、周囲を阿武隈山系の山並みに囲まれた山間地域である。

基幹産業である農林業においては、就業人口の減少と担い手の高齢化、他産業への流出等により、経営環境が厳しい状況にある。

医療面では、地域の中心から8キロメートル以上離れた石川郡平田村内の病院等を主に利用している状況にある。

教育については、小・中学校児童生徒は市立三和小学校、市立三和中学校へそれぞれ通学しているが、高等学校生徒については、最も近い県立小野高等学校でも、地域の中心から11キロメートル以上離れており、これ以外の学校も含め、バスなどを利用して通学せざるを得ない状況にある。

また、当該路線は、農業生産基盤及び生活環境基盤として、重要な道路であるが、未舗装から生じる路面洗掘が激しく、通行に著しい支障をきたしている。

地域住民の日常の利便性と安全性を確保し、生活環境と基盤産業の向上を図るため、早急に道路網の整備を行う必要がある。

3 公共的施設の整備計画

令和6年度から令和10年度まで 5年間

(単位 千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
市道 根岸・後沢線 L = 50m W = 3.0m	いわき市	3,000	0	3,000	3,000
合 計		3,000	0	3,000	3,000

総合整備計画書

福島県いわき市差塩辺地

(辺地の人口 157人 面積 19.0km²)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町 いわき市三和町差塩の全域
 又は字の名称
- (2) 辺地の中心点の位置 いわき市三和町差塩字道添61番地の2
- (3) 辺地度数 193点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当該辺地は、いわき市の北西部に位置し、周囲を阿武隈山系の山並みに囲まれた山間地域である。

基幹産業である農林業においては、就業人口の減少と担い手の高齢化、他産業への流出等により、経営環境が厳しい状況にある。

医療面では、地域の中心から23キロメートル以上離れた市街地の病院等を主に利用している状況にある。

教育については、小・中学校児童生徒は市立三和小学校、市立三和中学校へそれぞれ通学しているが、高等学校生徒については、最も近い県立好間高等学校でも、地域の中心から24キロメートル以上離れており、これ以外の学校も含め、バスなどを利用して通学せざるを得ない状況にある。

また、当該路線は、農業生産基盤及び生活環境基盤として、重要な道路であるが、舗装の老朽化やわだち掘等が激しく、通行に著しい支障をきたしている。

地域住民の日常の利便性と安全性を確保し、生活環境と基盤産業の向上を図るため、早急に道路網の整備を行う必要がある。

3 公共的施設の整備計画

令和6年度から令和10年度まで 5年間

(単位 千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
市道 下市萱・差塩線 L = 500m W = 7.0m	いわき市	53,000	0	53,000	53,000
合 計		53,000	0	53,000	53,000

総合整備計画書

福島県いわき市上永井辺地

(辺地の人口 178人 面積 12.4km²)

1 辺地の概況

- | | |
|------------------------|--------------------|
| (1) 辺地を構成する町
又は字の名称 | いわき市三和町上永井の全域 |
| (2) 辺地の中心点の位置 | いわき市三和町上永井字作28番地の3 |
| (3) 辺地度数 | 189点 |

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当該辺地は、いわき市の北西部に位置し、周囲を阿武隈山系の山並みに囲まれた山間地域である。

基幹産業である農林業においては、就業人口の減少と担い手の高齢化、他産業への流出等により、経営環境が厳しい状況にある。

医療面では、地域の中心から16キロメートル以上離れた市街地の病院等を主に利用している状況にある。

教育については、小・中学校児童生徒は市立三和小学校、市立三和中学校へそれぞれ通学しているが、高等学校生徒については、最も近い県立好間高等学校でも、地域の中心から17キロメートル以上離れており、これ以外の学校も含め、バスなどを利用して通学せざるを得ない状況にある。

また、当該路線は、農業生産基盤及び生活環境基盤として、重要な道路であるが、未舗装から生じる路面洗掘が激しく、通行に著しい支障をきたしている。

地域住民の日常の利便性と安全性を確保し、生活環境と基盤産業の向上を図るため、早急に道路網の整備を行う必要がある。

3 公共的施設の整備計画

令和6年度から令和10年度まで 5年間

(単位 千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
林道 寺下線 L = 492m W = 3.0m	いわき市	10,400	0	10,400	10,400
市道 上永井・寺下線 L = 150m W = 3.0m	いわき市	9,000	0	9,000	9,000
合 計		19,400	0	19,400	19,400

総合整備計画書

福島県いわき市中寺辺地

(辺地の人口 103人 面積 9.4km²)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町 又は字の名称 いわき市三和町中寺（字葭平を除く）の全域
- (2) 辺地の中心点の位置 いわき市三和町中寺字館下189番地
- (3) 辺地度数 114点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当該辺地は、いわき市の北西部に位置し、周囲を阿武隈山系の山並みに囲まれた山間地域である。

基幹産業である農林業においては、就業人口の減少と担い手の高齢化、他産業への流出等により、経営環境が厳しい状況にある。

医療面では、地域の中心から16キロメートル以上離れた市街地の病院等を主に利用している状況にある。

教育については、小・中学校児童生徒は市立三和小学校、市立三和中学校へそれぞれ通学しているが、高等学校生徒については、最も近い県立好間高等学校でも、地域の中心から17キロメートル以上離れており、これ以外の学校も含め、バスなどを利用して通学せざるを得ない状況にある。

また、当該路線は、農業生産基盤及び生活環境基盤として、重要な道路であるが、未舗装から生じる路面洗掘が激しく、通行に著しい支障をきたしている。

地域住民の日常の利便性と安全性を確保し、生活環境と基盤産業の向上を図るため、早急に道路網の整備を行う必要がある。

3 公共的施設の整備計画

令和6年度から令和10年度まで 5年間

(単位 千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
林道 広平線 L = 1,700m W = 3.0m	いわき市	41,600	0	41,600	41,600
合 計		41,600	0	41,600	41,600

総合整備計画書

福島県いわき市下市萱辺地

(辺地の人口 274人 面積 28.4km²)

1 辺地の概況

- | | |
|------------------------|----------------------------|
| (1) 辺地を構成する町
又は字の名称 | いわき市三和町下市萱（字滝ノ上及び新田を除く）の全域 |
| (2) 辺地の中心点の位置 | いわき市三和町下市萱字竹ノ内48番地の1 |
| (3) 辺地度数 | 104点 |

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当該辺地は、いわき市の北西部に位置し、周囲を阿武隈山系の山並みに囲まれた山間地域である。

基幹産業である農林業においては、就業人口の減少と担い手の高齢化、他産業への流出等により、経営環境が厳しい状況にある。

医療面では、地域の中心から18キロメートル以上離れた市街地の病院等を主に利用している状況にある。

教育については、小・中学校児童生徒は市立三和小学校、市立三和中学校へそれぞれ通学しているが、高等学校生徒については、最も近い県立好間高等学校でも、地域の中心から19キロメートル以上離れており、これ以外の学校も含め、バスなどを利用して通学せざるを得ない状況にある。

また、当該路線は、農業生産基盤及び生活環境基盤として、重要な道路であるが、未舗装から生じる路面洗掘が激しく、通行に著しい支障をきたしている。

地域住民の日常の利便性と安全性を確保し、生活環境と基盤産業の向上を図るため、早急に道路網の整備を行う必要がある。

さらに、当該地区では、公共交通空白地域となっている地域が広がっており、高齢者等の移動手段の確保が必要な状況にある。

地元住民組織が主体となり構築した住民ボランティア輸送を実施してお

り、市はこの取組みに対し運行車両の貸与を行っているが、貸与車両が平成29年に配備した中古の電気自動車であるため経年劣化により走行可能距離数が短い等の性能低下が顕著であり、それに伴う住民ボランティア輸送サービスの低下が危惧されることから、住民の移動手段の確保及び日常生活の利便性向上を図るため、車両の更新を行う必要がある。

3 公共的施設の整備計画

令和6年度から令和10年度まで 5年間

(単位 千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
農道 L = 1,000m W = 4.0m	いわき市	26,500	0	26,500	26,500
ボランティア 輸送用の車両 1台	いわき市	4,200	0	4,200	4,200
合計		30,700	0	30,700	30,700

総合整備計画書

福島県いわき市出旅人辺地

(辺地の人口 279人 面積 20.0km²)

1 辺地の概況

- | | |
|------------------------|---|
| (1) 辺地を構成する町
又は字の名称 | いわき市田人町旅人字笹ノ太輪、横根、宝坂、
松葉、木ノ下、道伝、熊ノ倉、上平石、下平石、
唐沢、村木立、吉沼、滑石、妻橋、井坪及び
井戸沢の全域 |
| (2) 辺地の中心点の位置 | いわき市田人町旅人字井戸沢114番地の2 |
| (3) 辺地度点数 | 159点 |

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当該辺地は、いわき市の南西部に位置し、周囲を阿武隈山系の山並みに囲まれた山間地域である。

基幹産業である農林業においては、就業人口の減少と担い手の高齢化、他産業への流出等により、経営環境が厳しい状況にある。

医療面では、いわき市国民健康保険田人診療所（以下「田人診療所」という。）を主に利用している状況にある。

教育については、小・中学校児童生徒は市立田人小学校、市立田人中学校へそれぞれ通学しているが、高等学校生徒については、最も近い県立磐城農業高等学校でも、地域の中心から7キロメートル以上離れており、これ以外の学校も含め、バスなどを利用して通学せざるを得ない状況にある。

また、国民健康保険診療所である田人診療所は、無医地区の解消と地域住民の健康保持・増進を図るため、昭和35年に設置されたものである。田人診療所のレントゲン装置については、購入から19年が経過（平成16年度購入）しており、既にメーカーの保守点検期間は終了（故障の際は、その都度メーカーに修繕を依頼）し、老朽化しているため、更新を行う必要がある。

さらに、当該地区では、公共交通空白地域となっている地域が広がってお

り、高齢者等の移動手段の確保が必要な状況にある。

地元住民組織が主体となり構築した住民ボランティア輸送を実施しており、市はこの取組みに対し運行車両の貸与を行っているが、貸与車両が平成29年に配備した中古の電気自動車であるため経年劣化により走行可能距離数が短い等の性能低下が顕著であり、それに伴う住民ボランティア輸送サービスの低下が危惧されることから、住民の移動手段の確保及び日常生活の利便性向上を図るため、車両の更新を行う必要がある。

3 公共的施設の整備計画

令和6年度から令和10年度まで 5年間

(単位 千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
一般X線撮影装置 (一式) 1台	いわき市	6,380	1,100	5,280	5,200
ボランティア 輸送用の車両 1台	いわき市	4,200	0	4,200	4,200
合計		10,580	1,100	9,480	9,400

総合整備計画書

福島県いわき市黒田辺地

(辺地の人口 471人 面積 17.5km²)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町 いわき市田人町黒田の全域
 又は字の名称
- (2) 辺地の中心点の位置 いわき市田人町黒田字別当62番地の5
- (3) 辺地度数 110点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当該辺地は、いわき市の南西部に位置し、周囲を阿武隈山系の山並みに囲まれた山間地域である。

基幹産業である農林業においては、就業人口の減少と担い手の高齢化、他産業への流出等により、経営環境が厳しい状況にある。

医療面では、いわき市国民健康保険田人診療所を主に利用している状況にある。

教育については、小・中学校児童生徒は市立田人小学校、市立田人中学校へそれぞれ通学しているが、高等学校生徒については、令和5年度末をもって県立いわき湯本高等学校遠野校舎が使用されなくなるにより、最も近くなるのが県立磐城農業高等学校となるが、地域の中心から12キロメートル以上離れており、これ以外の学校も含め、バスなどを利用して通学せざるを得ない状況にある。

また、当該路線は、農業生産基盤及び生活環境基盤として、重要な道路であるが、道路幅員が狭小であることなどから、通行に著しい支障をきたしている。

地域住民の日常の利便性と安全性を確保し、生活環境と基盤産業の向上を図るため、早急に道路網の整備を行う必要がある。

3 公共的施設の整備計画

令和6年度から令和10年度まで 5年間

(単位 千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
市道 掛橋・新田線 L = 44m W = 7.0m	いわき市	35,000	0	35,000	35,000
合 計		35,000	0	35,000	35,000

総合整備計画書

福島県いわき市川前辺地

(辺地の人口 238人 面積 35.9km²)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町 又は字の名称 いわき市川前町川前の全域
- (2) 辺地の中心点の位置 いわき市川前町川前字五林62番地の1
- (3) 辺地度数 214点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当該辺地は、いわき市の北西部に位置し、周囲を阿武隈山系の山並みに囲まれた山間地域である。

基幹産業である農林業においては、就業人口の減少と担い手の高齢化、他産業への流出等により、経営環境が厳しい状況にある。

医療面では、地域の中心から14キロメートル以上離れた田村郡小野町内の病院等を主に利用している状況にある。

教育については、小・中学校児童生徒は令和5年度末をもって市立川前小学校・市立川前中学校が廃校となることにより、市立小川小学校、市立小川中学校へそれぞれ通学することになり、高等学校生徒については、最も近い県立小野高等学校でも、地域の中心から16キロメートル以上離れており、これ以外の学校も含め、バスなどを利用して通学せざるを得ない状況にある。

また、当該路線は、農業生産基盤及び生活環境基盤として、重要な道路であるが、道路幅員が狭小であることなどから、通行に著しい支障をきたしている。

地域住民の日常の利便性と安全性を確保し、生活環境と基盤産業の向上を図るため、早急に道路網の整備を行う必要がある。

3 公共的施設の整備計画

令和6年度から令和10年度まで 5年間

(単位 千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
市道 沖流・五味沢線 L = 160m W = 5.0m	いわき市	32,000	0	32,000	32,000
合 計		32,000	0	32,000	32,000

総合整備計画書

福島県いわき市下桶売辺地

(辺地の人口 264人 面積 49.7km²)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町 又は字の名称 いわき市川前町下桶売の全域
- (2) 辺地の中心点の位置 いわき市川前町下桶売字久保田146番地の3
- (3) 辺地度数 284点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当該辺地は、いわき市の北西部に位置し、周囲を阿武隈山系の山並みに囲まれた山間地域である。

基幹産業である農林業においては、就業人口の減少と担い手の高齢化、他産業への流出等により、経営環境が厳しい状況にある。

医療面では、地域の中心から11キロメートル以上離れた田村郡小野町内の病院等を主に利用している状況にある。

教育については、小・中学校児童生徒は令和5年度末をもって市立桶売小学校・市立桶売中学校が廃校となることにより、市立小川小学校、市立小川中学校へそれぞれ通学することになり、高等学校生徒については、最も近い県立小野高等学校でも、地域の中心から13キロメートル以上離れており、これ以外の学校も含め、バスなどを利用して通学せざるを得ない状況にある。

また、当該路線は、農業生産基盤及び生活環境基盤として、重要な道路であるが、舗装の老朽化やわだち掘等が激しく、通行に著しい支障をきたしている。

地域住民の日常の利便性と安全性を確保し、生活環境と基盤産業の向上を図るため、早急に道路網の整備を行う必要がある。

さらに、当該辺地に配置している消防ポンプ自動車は、配置後26年経過しており、経年劣化による性能低下が顕著であり、それに伴う消防活動の低下

が危惧されることから、市民生活の安全安心を確保し、効率的な消防活動が展開できるよう、早急に当該消防ポンプ自動車の更新を行う必要がある。

3 公共的施設の整備計画

令和6年度から令和10年度まで 5年間

(単位 千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
市道 小川・高部線 L = 530m W = 4.0m	いわき市	42,700	0	42,700	42,700
消防施設 消防ポンプ自動車 及び付属品 1台	いわき市	29,314	0	29,314	26,600
合計		72,014	0	72,014	69,300

議案第68号

包括外部監査契約の締結に関する件について

包括外部監査契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、次のとおり契約を締結するため、議会の議決を求める。

令和6年2月15日提出

いわき市長 内 田 広 之

- 1 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の始期 令和6年4月1日
- 3 契約金額 金12,900,000円を上限とする額
- 4 費用の支払方法 契約の定めるところによる
- 5 契約の相手方 住所 福島県郡山市咲田2丁目3番6号
氏名 齋藤紀朗
資格 公認会計士

報告第1号

第5次いわき市障がい者計画の変更について

第5次いわき市障がい者計画を変更したので、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第9項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和6年2月15日提出

いわき市長 内 田 広 之

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会から指定されている事項について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年2月15日提出

いわき市長 内 田 広 之

1	損害賠償額	金653,004円
2	事由	令和5年9月4日、いわき市常磐下船尾町古内289番の4地先の県道20号いわき上三坂小野線において引き起こした公務上の交通事故による物損事故
3	相手方	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■ 氏
4	専決処分年月日	令和6年1月4日
1	損害賠償額	金510,000円
2	事由	令和5年2月1日、いわき市平字梅本21番地のいわき市役所公用車駐車場において引き起こした公務上の交通事故による人身事故
3	相手方	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■ ■■■■■■■■ 氏
4	専決処分年月日	令和6年1月12日

報告第3号

債権放棄の報告について

いわき市債権管理条例（令和3年条例第3号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定に基づき、次のとおり債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年2月15日提出

いわき市長 内 田 広 之

1	債権の名称	市立病院診療料等
2	放棄する金額	金29,024,205円
3	放棄する理由	条例第17条第1項第8号に基づく債権の放棄
4	放棄件数	758件
5	放棄年月日	令和5年12月22日
1	債権の名称	水道料金
2	放棄する金額	金6,683,669円
3	放棄する理由	条例第17条第1項第8号に基づく債権の放棄
4	放棄件数	703件
5	放棄年月日	令和5年12月22日
1	債権の名称	奨学資金貸付金
2	放棄する金額	金273,000円
3	放棄する理由	条例第17条第1項第8号に基づく債権の放棄
4	放棄件数	1件

5	放棄年月日	令和6年1月4日
1	債権の名称	卸売市場施設使用料等
2	放棄する金額	金235,667円
3	放棄する理由	条例第17条第1項第1号に基づく債権の放棄
4	放棄件数	1件
5	放棄年月日	令和6年1月5日
1	債権の名称	温泉使用料等
2	放棄する金額	金208,890円
3	放棄する理由	条例第17条第1項第8号に基づく債権の放棄
4	放棄件数	2件
5	放棄年月日	令和6年1月5日
1	債権の名称	学校給食納付金
2	放棄する金額	金1,547,063円
3	放棄する理由	条例第17条第1項第8号に基づく債権の放棄
4	放棄件数	14件
5	放棄年月日	令和6年1月10日
1	債権の名称	公営住宅使用料等
2	放棄する金額	金25,287,917円
3	放棄する理由	条例第17条第1項第8号に基づく債権の放棄
4	放棄件数	123件
5	放棄年月日	令和6年1月25日

※ 権利の相手方については別添調書のとおり